

平成23・06・27中第2号

平成23年6月28日

政令指定都市、特別区及び特定市
(人口10万人以上の市)の長 殿

経済産業大臣

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施に
ついて

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)は、東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、被災した中小企業者を始め、全国の中小企業者の事業環境にも影響を与えています。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条の規定に基づき「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針(以下「国等の契約の方針」という。)」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆7,915億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を56.2%といたしました。また、この目標達成に向けて、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮や調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴市(区)におかれましては、厳しい経済情勢を踏まえ、国等の契約の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定するなど中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。

また、国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の

増大のために推進する措置の一つとして「官公需適格組合等の活用」を規定しており、発注機関別官公需適格組合への契約実績を公表するとともに、発注機関に対し当該制度の一層の周知に努めることとしております。貴市（区）におかれましても、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴市（区）各部局の契約御担当者に対し、上記の趣旨を徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

※

当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、国等の契約の方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催する予定としておりますので、本協議会への貴市（区）の御担当者の出席を推奨していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に関係する市宛ては、※の箇所下記を挿入）

また、国等の契約の方針の前文に記されているとおり、「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」こととしておりますが、以下に掲げる会社の株主であります貴市におかれましても、上記の趣旨を御理解の上、御協力していただきますようお願い申し上げます。

関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、首都高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社